

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月19日  
 札幌地方裁判所民事第4部  
 裁判所書記官 森 林 未知代

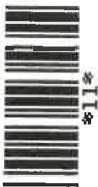
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月10日から 令和 6年 5月20日まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 5月29日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月27日から 令和 6年 5月31日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月19日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	11,430,000 9,144,000	一括	2,286,000	97,746	23,901
1	3,770,000				
2	7,660,000				
備考					



## 物 件 目 録

- 1 所 在 江別市野幌若葉町  
地 番 73番10  
地 目 宅地  
地 積 263.75平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 江別市野幌若葉町 73番地10  
家屋 番号 73番10  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建  
床 面 積 1階 118.41平方メートル  
2階 94.81平方メートル  
3階 73.32平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1



## 注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

### (無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「**手続案内**」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

## 物件明細書

令和 6年 2月22日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 森 林 未知代

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。  
このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 江別市野幌若葉町  
地 番 73番10  
地 目 宅地  
地 積 263.75平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 江別市野幌若葉町 73番地10  
家屋 番号 73番10  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建  
床 面 積 1階 118.41平方メートル  
2階 94.81平方メートル  
3階 73.32平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1



令和5年(ケ)第96号  
令和6年 1月 4日受理  
令和6年 2月13日提出

# 現況調査報告書

札幌地方裁判所  
執行官 田 中 孝 文 (印)



物 件 目 録

- 1 所 在 江別市野幌若葉町  
地 番 73番10  
地 目 宅地  
地 積 263.75平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 江別市野幌若葉町 73番地10  
家屋 番号 73番10  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建  
床 面 積 1階 118.41平方メートル  
2階 94.81平方メートル  
3階 73.32平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1



## その他の事項

## ■ 物件1について

1 物件1の土地の境界石等については、いずれも積雪の影響により、確認することができなかった。周囲の工作物等及び地図写し等を参考にして、現地での計測により、その範囲及び位置関係を特定したものである。

なお、同地の共有者Bによると、同地の五角には、いずれも境界石等が設置されているとのことである。

ただし、同地の正確な地積、形状及び位置関係を把握するには、専門家による調査を要する。

2 物件1の土地は、南東側及び南西側が、ほぼ等高で、市道に接していると思われるが、その具体的な状況については、積雪の影響により、確認することができなかった。

なお、その他の隣接地ともほぼ等高に接していると思われるが、これらについてもその具体的な状況については、積雪の影響により、確認することができなかった。

また、画地面については、ほぼ平坦な土地と思われるが、その具体的な状況については、積雪の影響により、確認することができなかった。

3 物件1の土地の共有者Bによると、同地の南東側及び南西側のそれぞれの境界線付近の一部に、高さ約0.7メートルないし0.8メートル程度のコンクリート製の塀が設置されているとのことである。

4 物件2の建物の南東側には、カーポート1(約15平方メートル)が、同建物の南西側には、カーポート2(約14.19平方メートル)が、同建物の西側には、木造仮設自転車置場(約6平方メートル)が、それぞれ設置されている。これらは、いずれも同建物の共有者両名が所有するものである。

前記カーポート1の側面のアクリル板は、一部欠落している箇所があり、前記カーポート2は、南西側にあるコンクリート製の塀の一部をその基礎として利用している。

また、同建物の北西側にバスケットボールのゴールが設置されており、その支柱は、物件1の土地上に設置されているが、同バスケットボールのゴールのリング及び同ゴールのボードは、南西側にある市道に越境していると思われる。

ただし、同バスケットボールのゴールのリング及び同ゴールのボードの隣接道路への越境の有無及びその程度等については、専門家による調査を要する。

5 物件1の土地の共有者Bによると、同地の南西側の一部には、インターロッキング舗装が設置されているとのことである。

6 物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。

なお、同地の共有者Bによると、同地及び物件2の建物の共有者両名は、夫婦であることもあって、同人らの間において、同地及び同建物の利用に関する取り決め等は特にないとのことである。

## ■ 物件2について

1 物件2の建物は、いわゆる「二世帯住宅」である。

2 物件2の建物の暖房設備は、灯油を燃料とする暖房用ボイラーによるいわゆる「セントラルヒーティング」である。

3 物件2の建物の給湯設備は、灯油を燃料とする給湯用ボイラーによる。

4 物件2の調理設備は、LPガスを燃料とするガステーブルによる。

5 物件2の建物の玄関付近に風除室(約5.04平方メートル)が設置されている。

6 物件2の建物の南東側には、同建物の共有者両名が所有する木造仮設物置(約9.72平方メートル)が設置されている。

7 物件2の建物の北東側には、同建物の共有者両名が所有する灯油用のホームタンクが設置されている。

8 物件2の建物の1階居間1の北東側の壁面クロスに剥離箇所がある。

9 物件2の建物の1階居間1の南側の窓の上部の壁面クロスに剥離箇所があるほか、染み跡等もある。

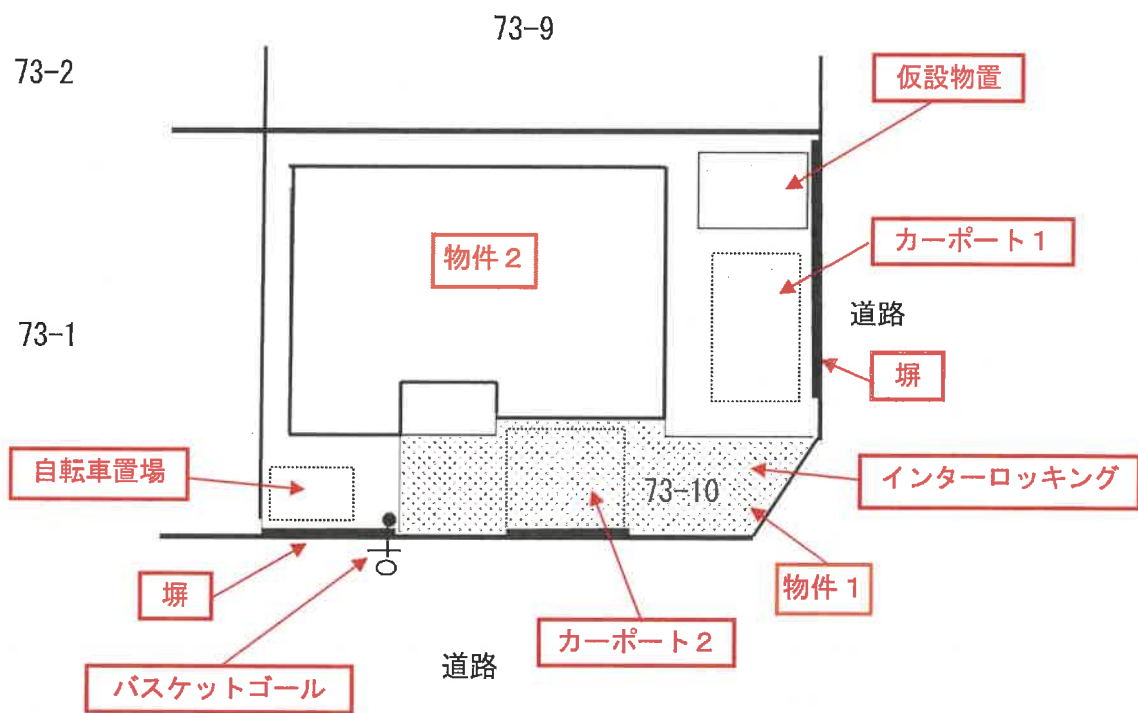
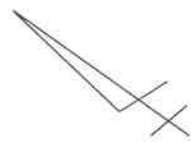
10 物件2の建物の2階洋室1の南側の天井及び壁面クロスに剥離箇所があるほか、染み跡等もある。

なお、同室の障子には、破れている箇所がある。

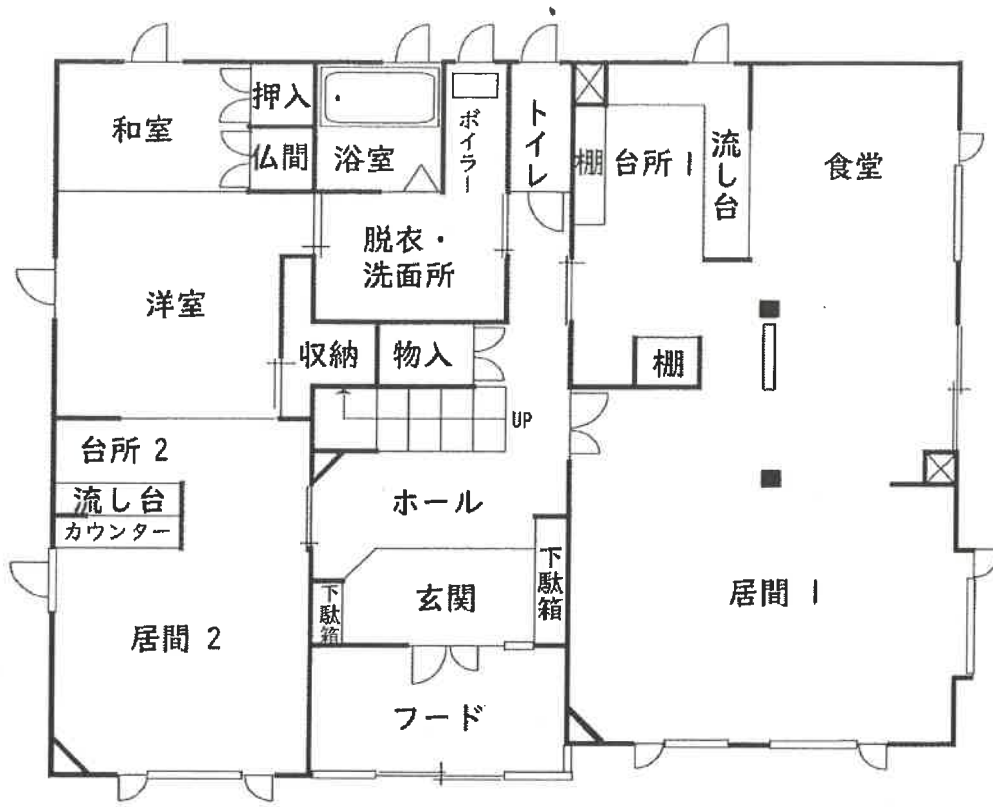
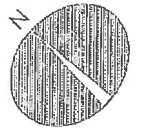
11 物件2の建物の共有者Bによると、平成19年ころから同建物内で、小型犬1匹を飼育しているとのことである。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (物件1及び物件2 の共有者)</p>	<p>1 私は、物件1の土地及び同2の建物について、それぞれ二分の一の共有持分を有する者です。現在、同建物に、他方の共有者である妻及び子3人と居住しています。</p> <p>なお、私と同地及び同建物の他方の共有者である妻との間で、これらの不動産の利用に関して、特に取り決め等はありません。</p> <p>2 物件1の土地の五角の境界石等については、いずれも積雪のために確認することができなかつたようですが、同地の五角には、いずれも境界石等が設置されていたと思います。</p> <p>3 物件2の建物の南東側には、カーポート1(約15平方メートル)が、同建物の南西側には、カーポート2(約14.19平方メートル)が、同建物の西側には、木造仮設自転車置場(約6平方メートル)が、それぞれ設置されていますが、これらは、いずれも同建物の共有者兩名が所有するものです。</p> <p>なお、同建物の北西側に設置されているバスケットボールのゴールについても、同建物の共有者兩名が所有するものです。</p> <p>4 物件2の建物の南東側には、木造仮設物置(約9.72平方メートル)が、同建物の北東側には、灯油用のホームタンクがそれぞれ設置されていますが、それらはいずれも同建物の共有者兩名が所有するものです。</p> <p>5 物件1の土地の南西側の一部には、インターロッキング舗装が設置されています。</p> <p>6 令和3年ころ、物件2の建物の2階及び3階の各バルコニーの排水管等が詰まるなどして、同バルコニー直下の1階居間1及び2階洋室1のそれぞれの天井から雨漏りをすることがありました。その後各バルコニーの排水管等の修理をし、それらの箇所の雨漏りは解消されていますが、この雨漏りによって生じた1階居間1及び2階洋室1の各天井クロス及び各壁面クロスの剥離等の損傷については、補修をすることができませんでした。</p> <p>7 私は、平成19年ころから、物件2の建物の室内で、小型犬1匹を飼育しています。</p>

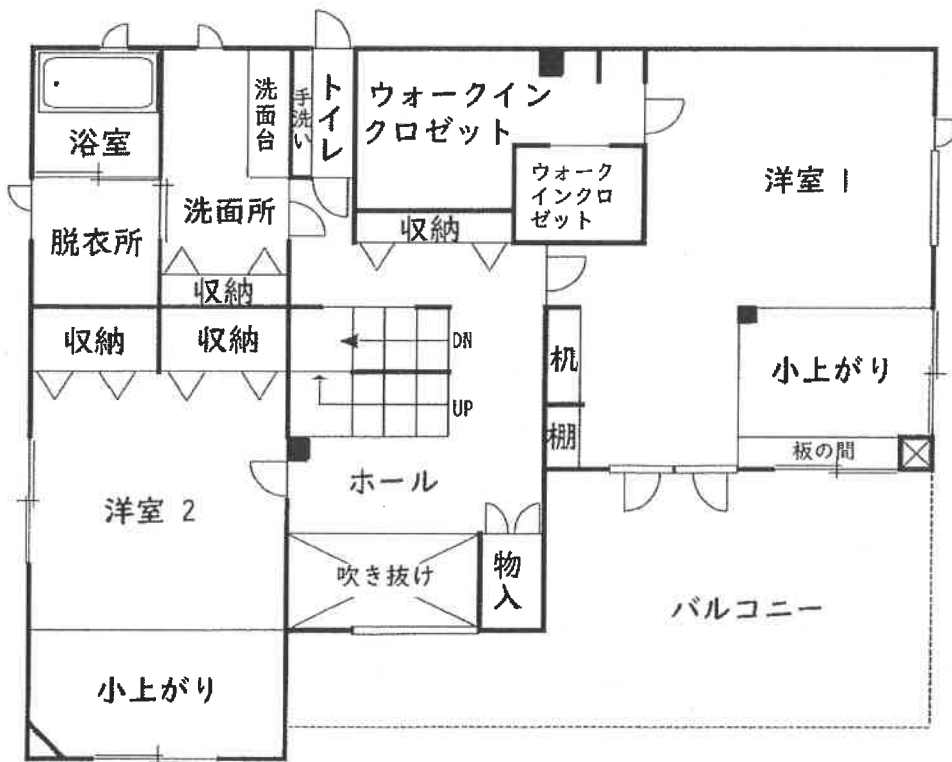
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年 1月 5日 (金) 15:20 - 15:40	物件所在地	占有状況等調査、外部調査、写真撮影、共有者兩名の子 に対し占有状況等に関する照会書を交付し、共有者兩名 に同書を手渡すよう依頼
6年 1月 5日 (金) 16:25 - 16:40	江別市役所 (江別市高砂町6番5号)	建物間取図の調査
6年 1月 16日 (火)	郵便	共有者兩名に対し立入調査への協力依頼文書をそれぞれ 送付
6年 1月 18日 (木) 15:50 - 16:10	物件所在地	占有状況等調査、外部調査、写真撮影
6年 1月 22日 (月) 9:30 - 11:00	物件所在地	立入調査、外部調査、写真撮影、共有者Bから事情聴取、 評価人を同行
6年 1月 22日 (月) 12:40 - 12:50	当庁 (インターネット)	登記記録閲覧 (目的外建物の有無及び附属建物の登記の 有無)
年 月 日 ( ) : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物 内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p>		



土地建物位置関係図



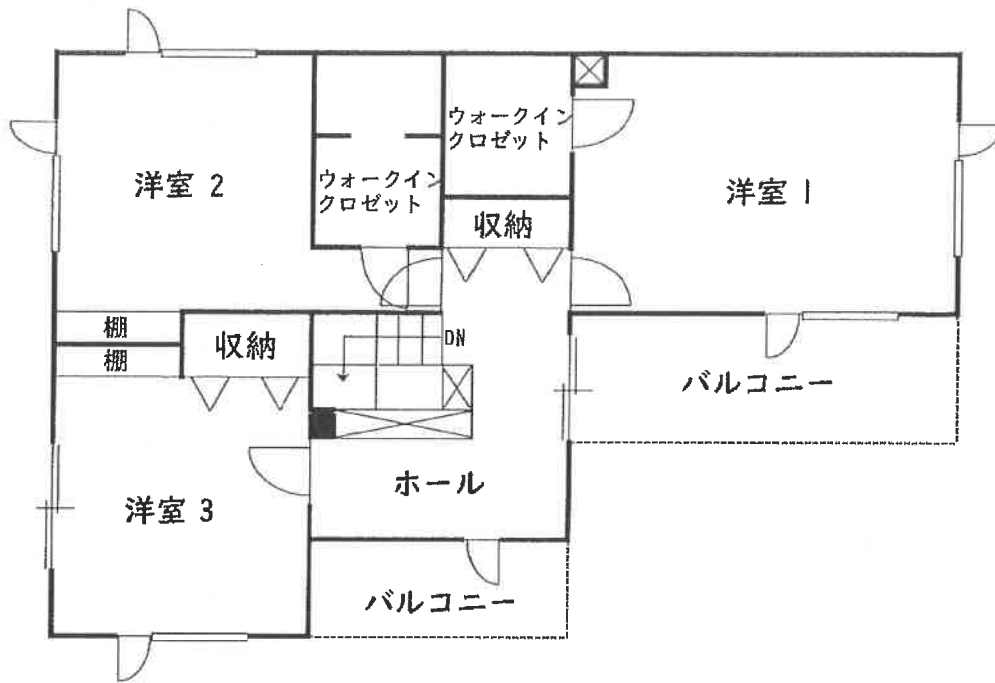
1 階



2 階

### 建物間取図

( 7 枚目)



3 階

# 建物間取図

( 8 枚目)



1

## 建物外観



2

## 居間1



( 9 枚目)

3

台所1



4

2階浴室



( 10 枚目)

5

居間2



6

台所2



( 11枚目)

7

## 1階浴室



8

## 風除室(フード)



( 12 枚目)

9

## 木造仮設物置



10

## カーポート1



( 13 枚目)

11

カーポート2



12

木造仮設自転車置場及び  
バスケットゴール



( 14 枚目)

13 居間1の壁面クロスの損傷状況



14 居間1の壁面クロスの剥離状況



15

2階洋室1の壁面クロスの剥離  
状況



16

2階洋室1の障子の破損状況



( 16 枚目)



令和 5 年 (ケ) 第 96 号  
令和 6 年 1 月 22 日 現地調査  
令和 6 年 1 月 25 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
菊 地 優 広

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,430,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 3,770,000 円
物件2(建物)	金 7,660,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	江別市野幌若葉町 73番10 宅地 263.75m <sup>2</sup>	同左
2	所 家屋番 種 構 床面積	江別市野幌若葉町73番地10 73番10 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建 1階 118.41m <sup>2</sup> 2階 94.81m <sup>2</sup> 3階 73.32m <sup>2</sup>	同左
番号	特記事項		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「野幌」駅（南口）の南西方・道路距離約** 1.8km 夕鉄バス「林木育種場」停留所の北東方・道路距離約** 480m（別添「位置図」参照）	
付近の状況	戸建住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% — —
画地条件	間口 約17m（南西側辺長部、角切除く） 奥行 約14m（北西側辺長部） 形状 ほぼ長方形地 接面状態 等高 地勢 平坦地	
接面道路の状況	南西側 現況幅員約8m 舗装市道 角地 南東側 現況幅員約8m 舗装市道 （建築基準法42条1項1号道路）	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり	

<p>特 記 事 項</p>	<p>土地（境界線、塀、舗装、カーポート、仮設物、バスケットゴール等の点を含む。）、建物の位置・数量等の詳細はあらためて調査・測量を要するものと認められる。</p> <p>南東側辺長部にコンクリート製の塀と、南西側辺長部の一部にもコンクリート製の塀がある。（以下「塀」）</p> <p>物件2建物の前面は、インターロッキング舗装されている。（以下「舗装」）</p> <p>物件2建物の南東側にスチール製のカーポート1（約15.00㎡、一部アクリル板がない箇所がある。）が、南西側にスチール製のカーポート2（約14.19㎡、南西側にある塀を基礎として利用）がある。（以下「カーポート」）</p> <p>カーポート1の北東側に木造仮設物置（約9.72㎡）と、物件2建物の西側に木造仮設自転車置場（約6.00㎡）がある。（以下「仮設物」）</p> <p>南西側辺長部にバスケットゴールがある。（支柱は塀の内側にあり、リングとボードは塀の外側にある。所有者によると、位置についての詳細は不明とのことであった。詳細は、測量を要する。以下「バスケットゴール」）</p> <p>地下埋設物の詳細は不明である。公表されている資料によると、埋蔵文化財は確認できなかった。また、土地登記簿（土地区画整理事業に伴う換地処分を受けた土地のため詳細は不明である。）による過去の履歴調査の結果は、土壌汚染等の可能性は確認できなかった。（いずれも評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものと認められる。）</p>
----------------	---

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成10年10月19日新築 経過年数：約25年 経済的残存耐用年数：約15年
仕 様	構 造：木造 屋 根：陸屋根 外 壁：タイル仕上げ 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：畳、フローリング材等 設 備：電気、給水、排水等 その他：玄関フード等
床面積（現況）	（第3 目的物件欄記載のとおり）
現況用途等	現況用途：（第3 目的物件欄記載のとおり） 間取り：（建物間取図記載のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	（現況調査報告書参照）
特 記 事 項	所有者によると、2階、3階のバルコニーの排水管が詰まり水漏れを起こしたが、その部分は修繕済とのことであったが、1階居間1と2階洋室1の内壁のクロスで損傷が認められた。  室内で犬を飼っており、1階居間1等の内壁に損傷が認められた。  市役所担当課によると、新築時に建築確認を受け、工事完了検査済みとのことであったが、増築時の建築確認は、それを確認することはできなかった。（詳細は、事前に市役所担当課等にて確認を要する。）

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	37,000	1.05	263.75	0.90	9,222,000

ア 標準画地価格：公示地・基準地等との規準・比準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ標準価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：角地＋5%、計＋5%。

但、塀、舗装、カーポートの価値はないものと判断した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物との関連等から△10%を減価した。

#### (2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格（仮設物の価格を含む。）を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	120,000	286.54	0.26	8,940,000

ウ 現価率： $\frac{15\text{年}}{25\text{年}+15\text{年}} \times (1-30\%) \div 0.26$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	9,222,000	0.35	法定地上権割合	3,228,000

イ 土地利用権割合：法定地上権割合を35%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ-カ
1	9,222,000	-3,228,000		0.90	0.70	—	3,770,000
2	8,940,000	+3,228,000	—	0.90	0.70	—	7,660,000
一括価格 (合計)							11,430,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：近隣地域における標準的な建物に比して規模が大きい中古不動産の需給動向（物件1、2の現況、前記記載の「土地、建物の概況及び利用状況等」等の点を含む。）等を勘案のうえ0.90を乗じた。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他控除減価（敷金等）：特になし。

敷金減価：特になし。

必要費等：特になし。



## 第6 参考価格資料

地価公示価格 江別－17  
所 在：江別市野幌若葉町14番3  
価 格：45,400円/m<sup>2</sup>  
位 置：JR函館本線「野幌」駅の南方道路距離約1.1kmに位置する。  
価 格 時 点：令和5年1月1日  
地 積：386m<sup>2</sup>  
供給処理施設：水道・ガス・下水  
接 面 街 路：南東側 約8m市道に接面  
用途指定等：第2種中高層住居専用地域  
(建ぺい率60%，容積率200%)  
地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

固定資産税評価額（令和5年度）

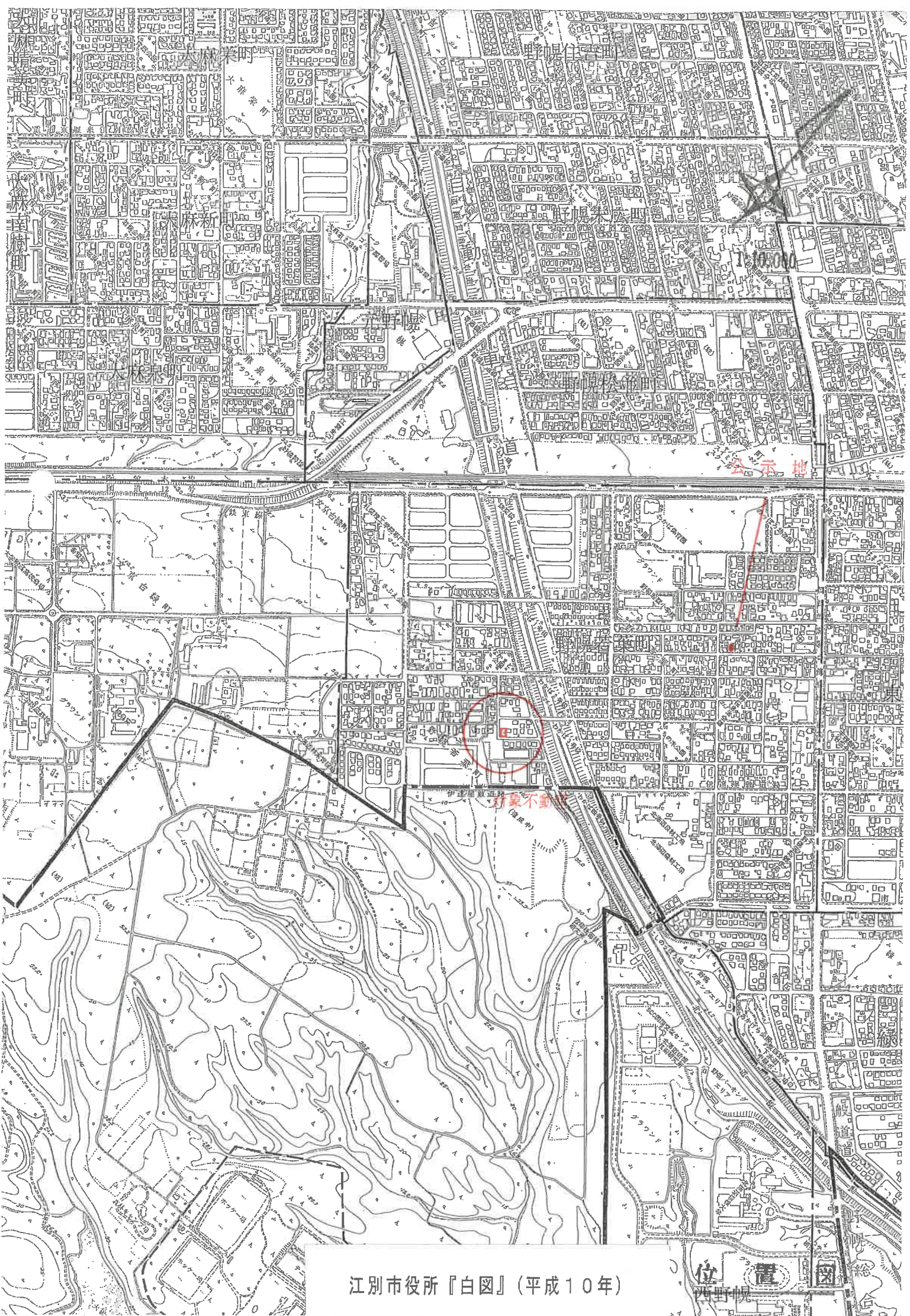
物件1 4,761,742円  
物件2 5,996,498円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 建物図面写し・各階平面図写し
- 4 建物配置図
- 5 建物間取図

以 上



江別市役所『白図』(平成10年)

位置図  
西野帆

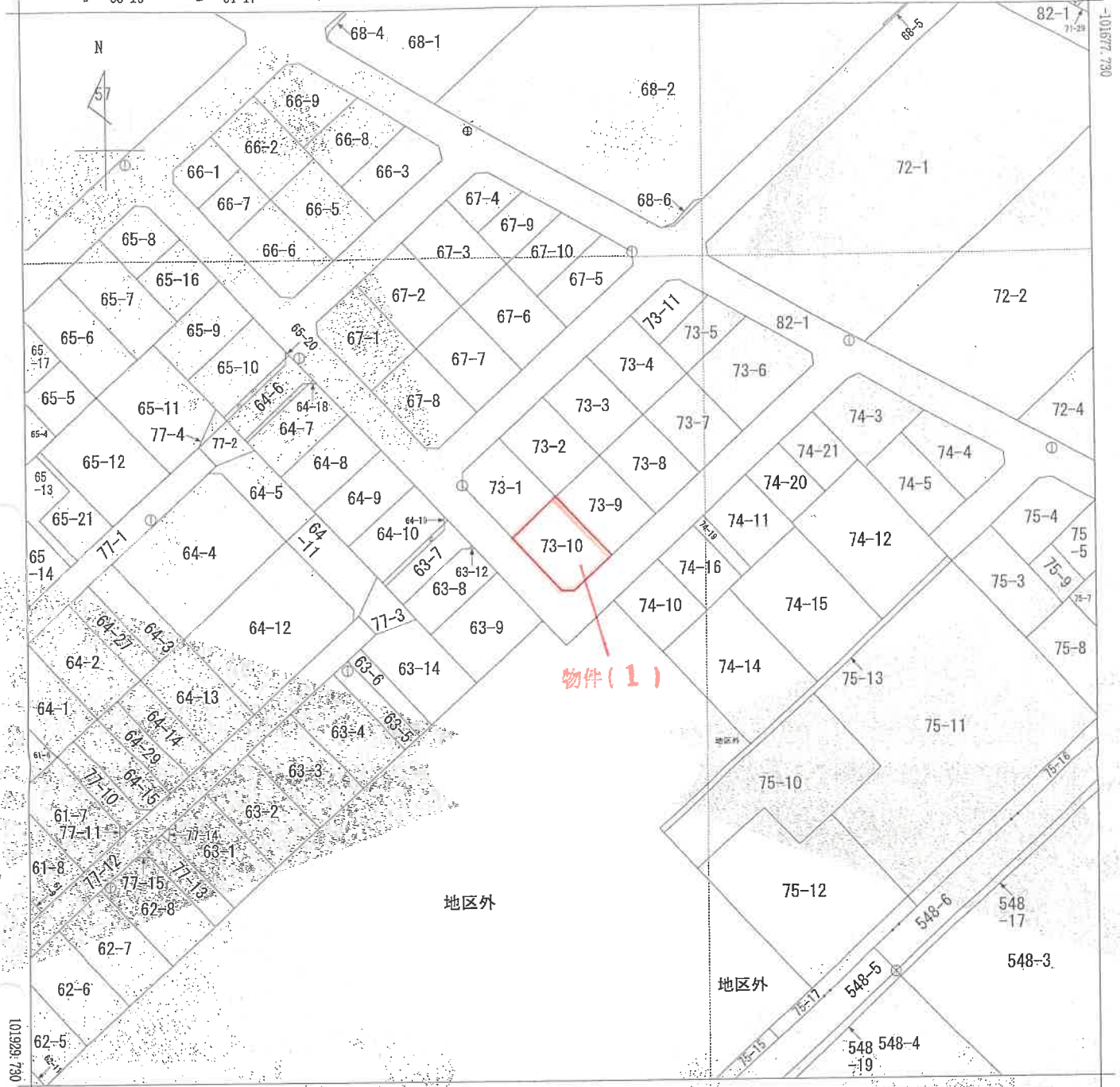
イ 71-1  
ロ 63-10

ハ 64-16  
ニ 64-17

ホ 65-15

(座標値種別：図上測定)

-59014.777



物件(1)

地区外

地区外

-59264.777

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出し

野幌若葉町  
西野幌

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

請求部	所在	江別市野幌若葉町			地番	73番10			
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X II	分類	地図(法第1.4条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和52年3月			備付年月日(原図)	昭和55年9月1日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年1月12日  
札幌法務局江別出張所  
登記官

請求番号：5-1  
(1/1)

登記年月日：平成18年9月20日

### 各階平面図

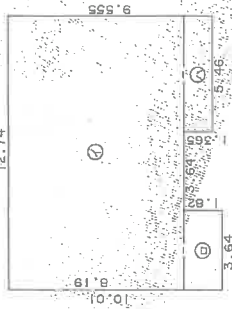
325763

家屋番号	73-10
建物の所在	江別市野崎若葉町73番地1-0

### 建物図面

1階

①	12.74 x 6.19 =	104.3406
②	3.64 x 1.82 =	6.6248
③	5.46 x 1.365 =	7.4459
計		118.4113



床面積 118.41<sup>m</sup><sup>2</sup>

2階

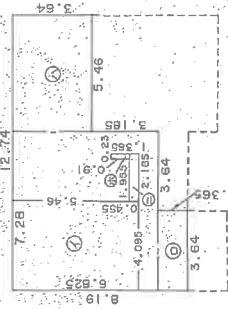
①	7.28 x 6.825 =	49.6860
②	3.64 x 1.365 =	11.5934
③	0.91 x 1.2422 =	1.12422
④	5.46 x 5.913 =	32.2959
計		94.6175



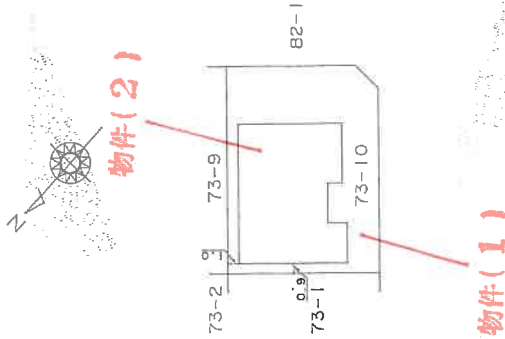
床面積 94.61<sup>m</sup><sup>2</sup>

3階

①	7.28 x 6.825 =	49.6860
②	3.64 x 1.365 =	4.9686
③	5.46 x 3.64 =	19.8744
④	2.185 x 0.455 =	-0.9942
⑤	0.23 x 0.9 =	-0.2093
計		73.3295



床面積 73.33<sup>m</sup><sup>2</sup>



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

札幌土地家屋調査士会(札幌土地家屋調査士会用紙)

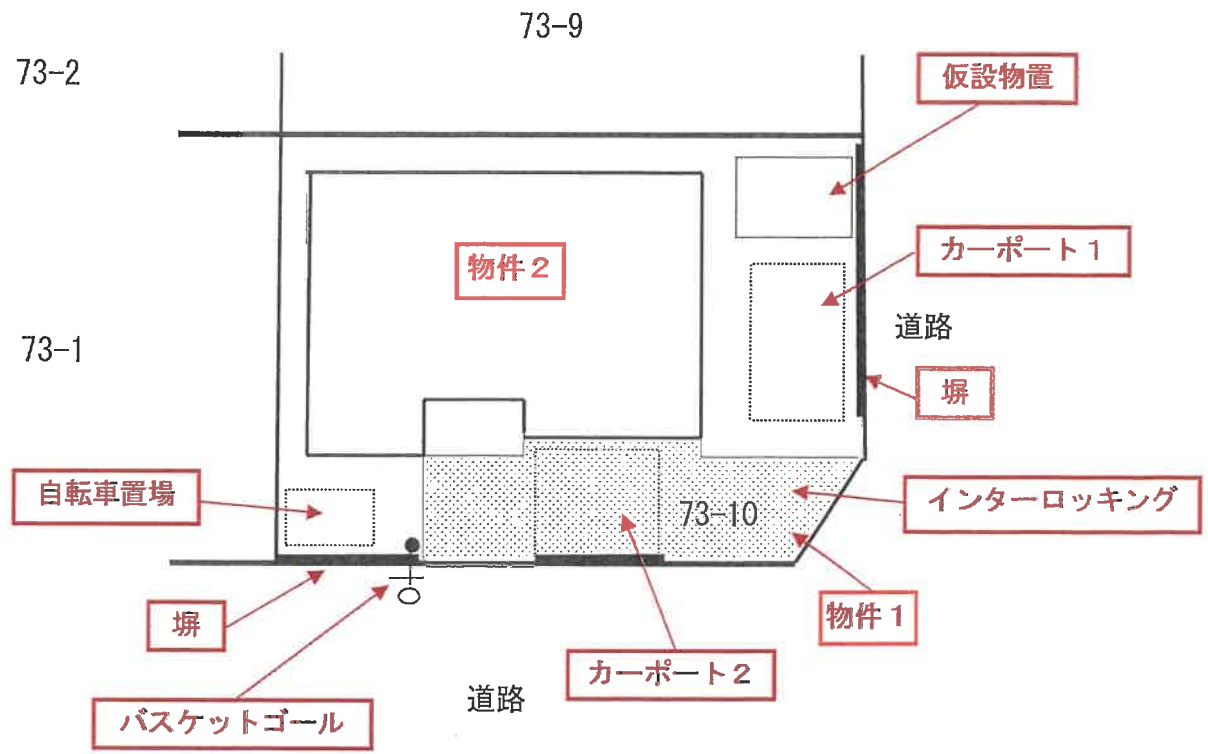
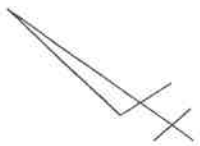
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

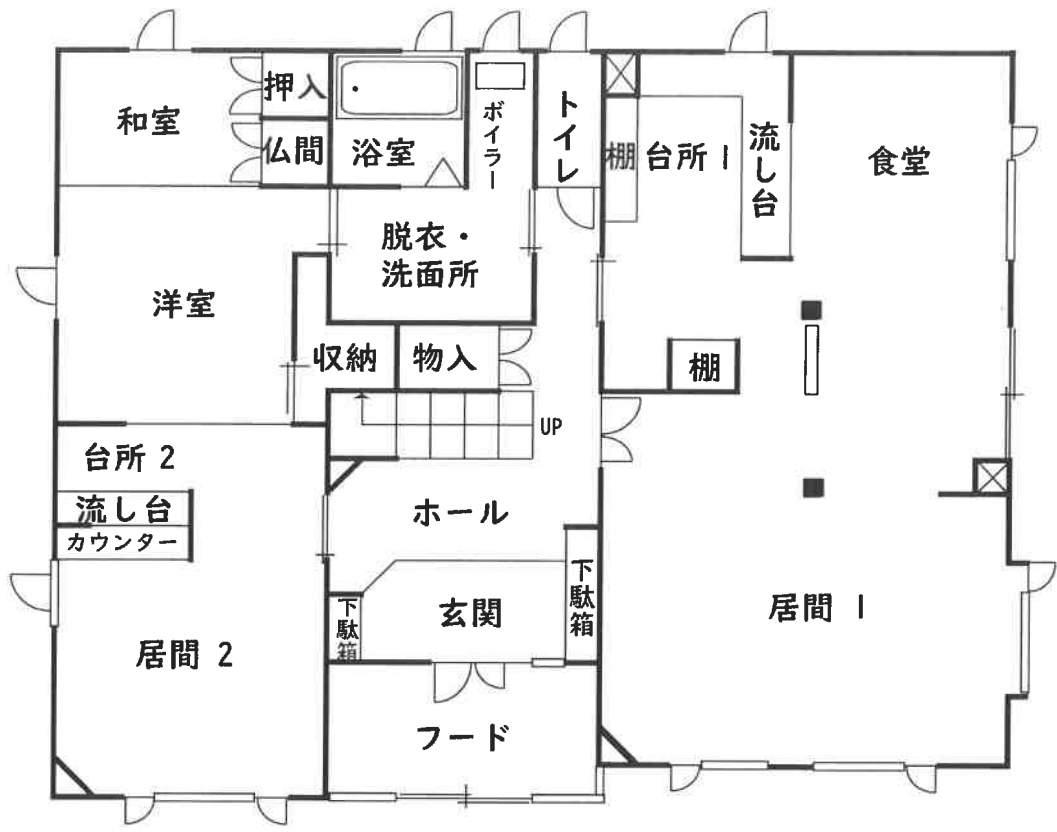
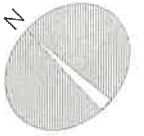
令和6年1月12日

札幌法務局江別出張所

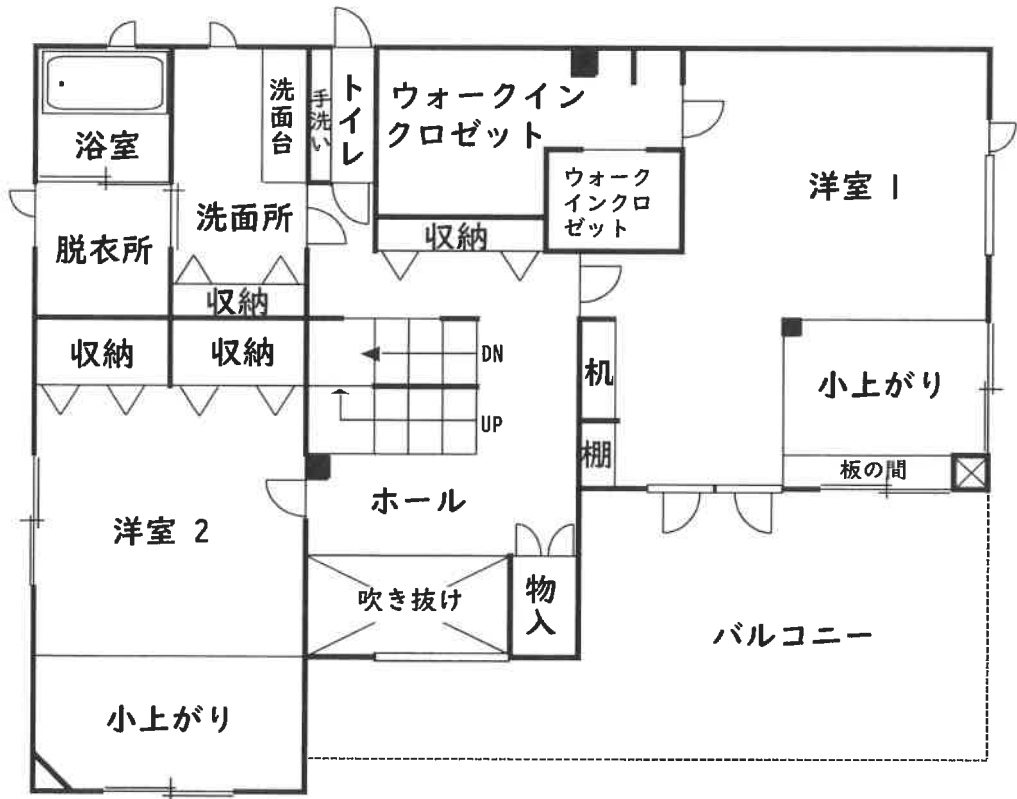
登記官



建 物 配 置 図

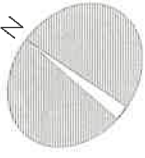
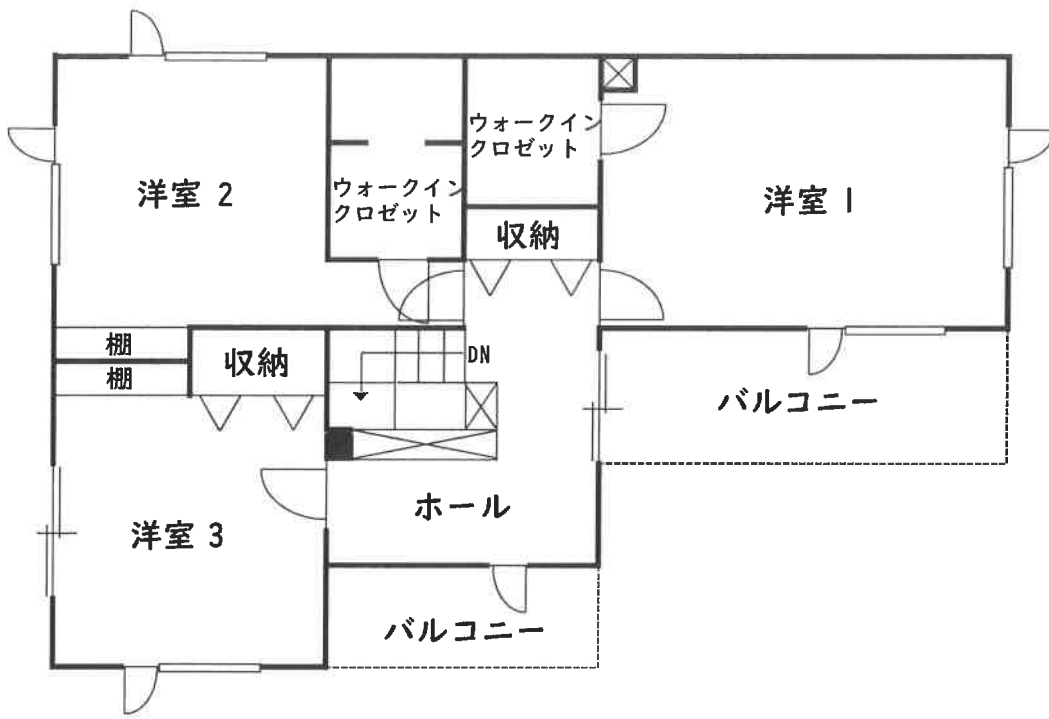


1 階



2 階

### 建物間取図



3 階

建物間取図